

議案第 11 号

美唄市営弓道場条例施行規則の一部改正の件

美唄市営弓道場条例施行規則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 26 日提出

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

美唄市営弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

美唄市営弓道場条例施行規則(平成 18 年教育委員会規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(開館時間及び休館日)」に改め、同条を次のように改める。

美唄市営弓道場(以下「弓道場」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時 00 分から午後 8 時 45 分まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

第 5 条第 1 項本文中「条例第 4 条」を「条例第 5 条」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 3 号とし、同項第 6 号中「福祉関係」を「社会福祉」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とする。

第 5 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「条例第 5 条」を「条例第 6 条」に改め、同条第 2 項中「還付申請書」を「美唄市営弓道場使用料還付申請書(別記様式第 5 号)」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理に関する読替規定)

第7条 条例第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	教育委員会が必要と認めたときは、	指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て
第3条見出し	使用の承認	利用の許可
第3条第1項	使用しようとする者	利用しようとする者
	教育委員会	指定管理者
	美唄市営弓道場使用承認申請書(別記様式第1号)	美唄市営弓道場利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
第3条第2項	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
	美唄市営弓道場使用承認書(別記様式第2号)	美唄市営弓道場利用許可書(指定管理者が定めるもの)
第4条見出し	使用承認の取り消し等	利用許可の取り消し等
第4条	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
第5条第1項	条例第6条	条例7条第5項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	教育委員会が特に必要と認めたとき。	指定管理者が特に必要を認めたとき。
第5条第2項	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営弓道場使用料減免申請書(別記様式第3号)	美唄市営弓道場利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第5条第3項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営弓道場使用料減免決定通知書(別記様式第4号)	美唄市営弓道場利用料金料減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第5条の2見出し	使用料の還付	利用料金の還付
第5条の2第1項	条例第5条ただし書	条例第7条第6項
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可

第 5 条の 2 第 2 項	使用料の還付	利用料金の還付
	美唄市営弓道場使用料還付 申請書(別記様式第 5 号)	美唄市営弓道場利用料金還付申請 書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 5 条の 3 見出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 5 条の 3 第 1 項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第 5 条の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者
第 6 条見 出し	目的外使用等	目的外利用等
第 6 条	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用	利用

別記様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 5 号(第 5 条関係)

美唄市営弓道場使用料還付申請書

[別紙参照]

附 則

この教育委員会規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市営弓道場条例施行規則新旧対照表

新		旧						
<p>本則</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第 2 条 <u>美唄市営弓道場(以下「弓道場」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前 9 時 00 分から午後 8 時 45 分まで</u></p> <p>(2) <u>休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。</u></p> <p>(減免の基準)</p> <p>第 5 条 <u>条例第 5 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会福祉団体が行事に使用するとき。 5 割減額</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第 5 条の 2 <u>条例第 6 条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、<u>美唄市営弓道場使用料還付申請書(別記様式第 5 号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理に関する読替規定)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 7 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="204 1921 790 2078"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 条</td> <td>教育委員会が必要と認めたとき</td> <td>指定管理者が必要と認めたときは、</td> </tr> </tbody> </table>		規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第 2 条	教育委員会が必要と認めたとき	指定管理者が必要と認めたときは、	<p>本則</p> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第 2 条 <u>美唄市営弓道場(以下「弓道場」という。)の開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開設期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u></p> <p>(2) <u>使用時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで</u></p> <p>(減免の基準)</p> <p>第 5 条 <u>条例第 4 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市内の幼稚園及び小中学校の教育活動に使用するとき。 免除</u></p> <p>(4) <u>市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するとき。 免除</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>福祉関係団体が行事に使用するとき。 5 割減額</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第 5 条の 2 <u>条例第 5 条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、<u>還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>
規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第 2 条	教育委員会が必要と認めたとき	指定管理者が必要と認めたときは、						

	は、	教育委員会の承認を得て
第3条見出し	使用の承認	利用の許可
第3条第1項	使用しようとする者	利用しようとする者
	教育委員会	指定管理者
	美唄市営弓道場使用承認申請書(別記様式第1号)	美唄市営弓道場利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
第3条第2項	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
	美唄市営弓道場使用承認書(別記様式第2号)	美唄市営弓道場利用許可書(指定管理者が定めるもの)
第4条見出し	使用承認の取り消し等	利用許可の取り消し等
第4条	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
第5条第1項	条例第6条	条例7条第5項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	教育委員会が特に必要と認めたととき。	指定管理者が特に必要と認めたととき。
第5条第2項	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営弓道場使用料減免申請書(別記様式第3号)	美唄市営弓道場利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第5条第3項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営弓道場使用料減免決定通知書(別記様式第4号)	美唄市営弓道場利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第5条の2見出し	使用料の還付	利用料金の還付
第5条の2第1項	条例第5条ただし書	条例第7条第6項
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可

第 5 条の 2 第 2 項	使用料の還付 美唄市営弓道場 使用料還付申請 書(別記様式第 5 号) 教育委員会	利用料金の還付 美唄市営弓道場利 用料金還付申請書 (指定管理者が定め るもの) 指定管理者
第 5 条の 3 見出し	使用者の遵守事 項	利用者の遵守事項
第 5 条の 3 第 1 項	使用者 教育委員会	利用者 指定管理者
第 5 条の 3 第 2 項	教育委員会 使用者	指定管理者 利用者
第 6 条見出し	目的外使用等	目的外利用等
第 6 条	使用者 使用承認 使用	利用者 利用許可 利用

(委任)  
第 8 条 (略)

別記様式第 5 号(第 5 条関係)  
美唄市営弓道場使用料還付申請書  
[別紙参照]

(委任)  
第 7 条 (略)

(新設)

美唄市営弓道場条例施行規則

(平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 12 号)

改正 令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 15 号 --年--月--日教育委員会規則第--号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市営弓道場条例(平成 18 年条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 美唄市営弓道場(以下「弓道場」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時 00 分から午後 8 時 45 分まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

(使用の承認)

第 3 条 弓道場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に美唄市営弓道場使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対し使用の承認をするときは、美唄市営弓道場使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

(使用承認の取消し等)

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、弓道場の使用の承認の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附帯設備、その他備品をき損、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他弓道場の管理運営上不適当と認められるとき。

(減免の基準)

第 5 条 条例第 5 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除

- (2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除
  - (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7 割減額
  - (4) 社会福祉団体が行事に使用するとき。 5 割減額
  - (5) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 免除又は減額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、美唄市営弓道場使用料減免申請書(別記様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、美唄市営弓道場使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)を申請者に通知しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条の 2 条例第 6 条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。 使用料の全額
  - (2) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない理由が生じ使用承認を取り消したとき。 使用料の全額
- 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、美唄市営弓道場使用料還付申請書(別記様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 5 条の 3 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
  - (2) 許可なく弓道場(敷地を含む。以下本条において同じ。)内で広告宣伝物等の掲示、配布又は看板、立札等の設置をしないこと。
  - (3) 許可なく弓道場内で物品の配布、販売又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせないこと。
  - (4) 定員を超えて入場させないこと。
  - (5) 建物、設備及び備付物件を毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
  - (6) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。
- 2 教育委員会が必要と認めたときは使用者は、会場責任者及び整理員を置き、入場者の整理を適切に行わなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用者は、使用承認を受けた目的以外に弓道場を使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(指定管理に関する読替規定)

第7条 条例第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	教育委員会が必要と認めたときは、	指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て
第3条見出し	使用の承認	利用の許可
第3条第1項	使用しようとする者	利用しようとする者
	教育委員会	指定管理者
	美唄市営弓道場使用承認申請書(別記様式第1号)	美唄市営弓道場利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
第3条第2項	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
	美唄市営弓道場使用承認書(別記様式第2号)	美唄市営弓道場利用許可書(指定管理者が定めるもの)
第4条見出し	使用承認の取り消し等	利用許可の取り消し等
第4条	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
第5条第1項	条例第6条	条例7条第5項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	教育委員会が特に必要と認めたととき。	指定管理者が特に必要を認めたととき。
第5条第2項	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営弓道場使用料減免申請書(別記様式第3号)	美唄市営弓道場利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第5条第3項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営弓道場使用料減免決定通知書(別記様式第4号)	美唄市営弓道場利用料金料減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第5条の2見出し	使用料の還付	利用料金の還付

第 5 条の 2 第 1 項	条例第 5 条ただし書	条例第 7 条第 6 項
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可
第 5 条の 2 第 2 項	使用料の還付	利用料金の還付
	美唄市営弓道場使用料還付 申請書(別記様式第 5 号)	美唄市営弓道場利用料金還付申請 書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 5 条の 3 見出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 5 条の 3 第 1 項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第 5 条の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者
第 6 条見 出し	目的外使用等	目的外利用等
*/9*第 6 条	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用	利用

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 15 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(--年--月--日教育委員会規則第--号)

この教育委員会規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

美唄市営弓道場使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 3 条関係)

美唄市営弓道場使用承認書

[別紙参照]

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

美唄市営弓道場使用料減免申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

美唄市営弓道場使用料減免決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

美唄市営弓道場使用料還付申請書

[別紙参照]